

一、争議中一日分半額ヲ支給スルコト
 二、争議費用トシテ金五科(金五円)ヲ争議団ニ支給スルコト
 三、争議解決後ハ経営者ハ得意ニ以テ解雇シ工場主ノ命ヲ守ルコトヲ行フコトス
 三、出分ノ固キ前七時ヨリ二時迄休業ヲ為シ之ニ対シ日給六割ヲ支給スルコトス
 昭和六年八月十日

工場主 石塚 利助
 経営者代表 斎藤 三三
 新川 光三
 三倉人 島津 祐次
 岩川 善作

0.
 247

内務大臣 安達 善藏 殿
 社会局 長官 殿

奥山 銜物 工場 紛議 一閱スル 仲 (完全解決)

麻布区新廣屋町一丁目百十二番地所在標記工場(工場主・奥山一
 雄)ニ在リテハ従来職工十一名ヲ使用シ居リタレバ成績不良ナ
 ル職工一名ニ解雇言渡ヲ為シタレバ職工等ハ関東金属産業共働
 組合ニ交渉方ヲ依頼セルカ同組合本部員小林範治ハ之ニ意シテ
 意欲シ噴預書(全文十四項)要求書(全文十七項)ヲ提出シ工場側
 代表山内巖及工場長金野徳右衛門立會、上五月十六日會見、行

發生 解決 五、一六
 使用労働者 一一
 爭議参加者 一
 関係労働組合 全玉労働